

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第27号

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和60年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（時間外勤務を命ずる際の考慮並びに時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）</u></p> <p><u>第6条の2 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第4条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないよう考慮しなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。</u></p> <p><u>（1）次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（イにあつては、時間）</u></p> <p><u>イ ロに掲げる職員以外の職員 次の（イ）及び（ロ）に定める時間</u></p> <p><u>（イ） 1箇月において時間外勤務</u></p>	

を命ずる時間について45時間

(ロ) 1年において時間外勤務を

命ずる時間について360時間

ロ 1年において勤務する部署が次

号に規定する部署からこの号に規

定する部署となった職員 次の

(イ)及び(ロ)に定める時間及び
月数

(イ) 1年において時間外勤務を

命ずる時間について720時間

(ロ) イ及び次号(ロを除く。)

に規定する時間及び月数並びに

職員の健康及び福祉を考慮して、

市長が定める期間において市長

が定める時間及び月数

(2) 他律的業務(業務量、業務の実施時

期その他の業務の遂行に関する事項

を自ら決定することが困難な業務を

いう。)の比重が高い部署として任命

権者が指定するものに勤務する職員

次のイからニまでに定める時間及

び月数

イ 1箇月において時間外勤務を命

ずる時間について100時間未満

ロ 1年において時間外勤務を命ず

る時間について720時間

ハ 1箇月ごとに区分した各期間に

当該各期間の直前の1箇月、2箇

月、3箇月、4箇月及び5箇月の期

間を加えたそれぞれの期間におい

て時間外勤務を命ずる時間の1箇
月当たりの平均時間について80
時間

二 1年のうち1箇月において45
時間を超えて時間外勤務を命ずる
月数について6箇月

3 任命権者が、特例業務（重要な業務
であつて特に緊急に処理することを要
するものと任命権者が認めるものをい
う。以下この項において同じ。）に従事
する職員に対し、前項各号に規定する時
間又は月数を超えて時間外勤務を命ず
る必要がある場合については、同項（当
該超えることとなる時間又は月数に係
る部分に限る。）の規定は、適用しない。
市長が定める期間において特例業務に
従事していた職員に対し、同項各号に規
定する時間又は月数を超えて時間外勤
務を命ずる必要がある場合として市長
が定める場合も、同様とする。

4 任命権者は、前項の規定により、第
2項各号に規定する時間又は月数を超
えて職員に時間外勤務を命ずる場合に
は、当該超えた部分の時間外勤務を必要
最小限のものとし、かつ、当該職員の健
康の確保に最大限の配慮をするととも
に、当該時間外勤務を命じた日が属する
当該時間又は月数の算定に係る1年の
末日の翌日から起算して6箇月以内に、
当該時間外勤務に係る要因の整理、分析
及び検証を行わなければならない。

5 前3項に定めるもののほか、職員に

時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、市長が定める。

(時間外勤務代休時間の付与)

第6条の3 (略)

(時間外勤務代休時間の付与)

第6条の2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の規則第6条の2第2項第2号(ハに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号ハ中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間(平成31年4月以後の期間に限る。)」とする。

(総務部人事課)